

# 視 察 報 告 書

報告者氏名：関沢敏行

委員会名：民生常任委員会

期 間：令和5年11月8日（水）～11月10日（金）

視察都市等及び視察項目：

- 1、大阪府高槻市      がん検診受診率向上について
- 2、香川県高松市      ①高齢者居場所づくりについて  
                                 ②国の重層的支援体制整備事業を活用した事例及び、支援ニーズに対する包括的な支援体制づくりについて
- 3、福岡県福岡市      児童虐待未然防止への体制づくりについて

所 感 等

## 1. がん検診受診率向上について（大阪府高槻市）

全国と同様に高槻市においてもがんは死亡原因の第1位となっており、亡くなる方は年々増加傾向にある。本市も同様に死亡者数は全体の30%を占め、がん検診受診率向上とともにがんに関する知識啓発と、より良い生活習慣の実践を促すことを行っている。

高槻市では、特にがん検診を受診しやすい環境づくりと積極的な受診勧奨を行い、早期発見につながるよう「第3次健康たかつき21」を策定している。この計画は、高槻市総合戦略プランの健康分野における総合的な計画として位置づけられており、「第2次健康たかつき21」で盛り込まれた健康増進計画と食育推進計画を継承しており、「健康寿命の延伸」を目標に掲げ、高槻市の子どもから高齢者までの健康づくりや食育に取り組んでいる。



## <高槻市と本市及び全国のがん検診受診率>

(%)

	肺がん	胃がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん
高槻市	10.6	6.6	8.2	24.3	16.2
横須賀市	5.3	—	4.7	16.7	8.7
全国	6.0	6.5	7.0	15.4	15.4

- ① <がん検診受診率向上の工夫>（高槻市の資料から）9月～
- ② 保育付き検診の開催（14回／年）
- ③ 個別受診勧奨・再勧奨の実施（女性：20歳～69歳 男性：40歳～69歳）
- ④ まとめて受診できる「セット検診」の実施
  - まとめて検診（特定・肺・胃・大・前立・肝炎・ピロリ・骨）
  - まとめて検診+（プラス）～レディースDay～  
（特定・肺・大・子宮・乳・肝炎・ピロリ・骨）

※その他、「レディースドック」「すこやかドック」「子宮頸・乳・大腸がん検診」を実施

### <がん検診の精度管理>

がん検診は、受診すれば終わりではなく、検診結果によっては精密検査を受けなければならない。また、偽陽性や偽陰性を見極めるための精度管理を実施する必要がある。

高槻市では、精密検査を必ず受けてもらうために医療機関と連携し、精検受診勧奨を行っている。また、偽陽性や偽陰性をできるだけなくすために、5がんにおいて、専門医による精度管理を実施している。さらにがんの見落としを防止するため、専門医による2重読影（ダブルチェック）を行っている。

### <ピロリ菌検査>

- ① 中学2年生を対象にピロリ菌検査（平成26年～）  
尿抗体検査と除菌を無料で実施
- ② 成人ピロリ菌検査  
30歳～49歳の未受診者が対象で血液抗体検査を実施（費用500円）

### <がん検診事業の課題>

市民の費用的負担を軽減するための予算が必要であるとともに、今後がんの早期発見早期治療、重症化防止のために、さらなる受診率の向上を図るとともに、精度管理が求められる。

### <所感>

本市においても、がんによる死亡は死因の第1位であり、全体の28%となっており、「がん克服条例」や「横須賀市がん対策推進計画」を策定し、効果的ながん検診の在り方について横須賀市医師会と協議を重ねて事業を実施している。医療機関委託の個別健診と横須賀市健診センターでの集団健診を行っている。

中学2年生のピロリ菌対策事業をはじめ、胃がんリスク、子宮頸がん、前立腺がん検診を横須賀市独自事業として行っている。

また、「がんに関する講演会」の開催やイベント等の機会を活用して直接市民に周知・推奨するなど様々な場面で受診勧奨を行っているが、受診率の向上には至っていない。

また、ナッジ理論（行動変容）を活用した受診勧奨について動き始めたところである。

高槻市が行っている検診料無料のような市民に魅力的な事業展開ができればより良いが、財政的な課題もあり慎重に展開する必要があると感じた。

## 2. ①高齢者居場所づくりについて（香川県高松市）

全国的な高齢化に伴い、全国の自治体では高齢者対策が喫緊の課題となっている。特に一人暮らしや日中独居の方が自宅に閉じこもることで、社会との接点が減少し、心身機能の低下や急激な体調不良などで孤独死される場合も少なくない。

このような方々を含めた高齢者対策では、高松市の行なっている「高齢者居場所づくり」が効果的で、居場所でのコミュニケーションを図り、人と会うことで認知機能の改善などにも期待が持てる事業である。

実際の活動内容は、ラジオ体操・囲碁・社交ダンス、グランドゴルフなど多種多様であり、居場所としても公民館や自治会館、ボランティアで提供された民家など様々であり、年間活動回数に応じ、運営助成金を助成している。

この事業により、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できる地域包括ケアの実現を目指している。

### <居場所>

高齢者が気軽に集うことができる建物や公園等のスペースで、自治会館やボランティアが提供

する民家、店舗等も含んでいる。「居場所」は、介護予防や健康増進に関する活動や地域のボランティア活動、小中学生を含む若者との世代間交流など、様々な活動の拠点となっている。

開設数は市内 300 か所程度を目標とし、平成 29 年度末には 244 か所あったが、実施主体の高齢化等の理由で、令和 4 年度末には 194 か所まで減少している。

### <助成内容と助成金>

#### ➤ 対象

- ①市内に居住する者、又は活動の拠点を有する個人・団体であること
- ②暴力団、暴力団員の統制下でないこと

#### ➤ 条件（抜粋）

- ①3年以上継続して活動を行う意思を有する
- ②高齢者がおおむね 10 名以上参加する
- ③1 回 2 時間以上行う
- ④介護メニューを毎回の活動に取り入れる
- ⑤定められた活動回数を満たす



#### ➤ 助成金

運営助成金開設月数と年間活動回数に応じ、金額を決定している。（上限年間 7 万円）

※その他、小学生以下の子どもとの交流「子どもとのふれあい加算」がある。（1 回 500 円）

### <事業効果>

(%)

項目	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
主観的健康観の維持・向上率	94.8	93.6	95.5	91.9	94.0	91.9

※活動開始時と年度終了時の比較（年度始めと年度末にアンケート調査を実施）

### <所感>

本市でも、フレイルの予防・改善や高齢者の生きがいづくりを推進するために、公共施設や町内会・自治会等の施設を利用した集える場を提供しているが、その数は少ないという印象がぬぐい切れない。活動内容は高松市と同様に、茶話会やカラオケ、健康づくり、趣味の会、麻雀、スポーツなど介護予防や健康に資する活動が主であり、活動が活発なところでは盛り上がっているが、運営については町内会・自治会等の老人クラブや民生委員等に依存している状況である。

市からは、介護予防及びフレイル予防サポーターといった地域の人材育成、専門職の派遣、生活支援コーディネーターによる活動状況の把握や運営への相談支援、ウェブサイトによる情報共有、広報活動の支援などがある。

しかし、高松市の事業のような「居場所」に対する運営助成金の制度はなく、町内会・自治会や老人クラブなどへの補助金を流用する形で運営しているため、地縁に依らない活動団体は活動場所や費用等の確保に苦勞している所が多く、「活動が続けられない」「活動を始められない」という課題がある。

本市が、「高齢者の居場所」を確保するには、市民の皆様の理解と協力が不可欠であり、そのための手厚いサポート体制を行政が確立する必要があると感じた。

### ②国の重層的支援体制整備事業を活用した事例及び、支援ニーズに対する包括的な支援体制づくりについて（香川県高松市）

人口減少や少子高齢化が進行する今、介護と育児に同時に直面する「ダブルケア」や高齢の親とひきこもりの子が同居している「8050 問題」など、複雑化した課題を抱え、地域で孤立する

ケースの増加が社会問題となっている。

高松市では、このような課題に対応するため、平成 30 年度から高松型地域共生社会構築事業を実施し、地域共生社会の実現に向けた取組を進めている。

令和 4 年度からは、国の重層的支援体制整備事業の枠組みを活用し、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制づくりを推進している。

#### <重層的支援体制整備事業とは>

令和 3 年 4 月改正社会福祉法施行により創設された新たな事業で、地域共生社会の実現を図るため市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため相談支援参加支援地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業のこと。

重層的支援体制整備事業の内容は、①包括的相談支援事業 ②参加支援事業 ③地域づくり事業 ④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 ⑤多機関協働事業がある。

#### <高松市重層的支援体制整備事業実施計画> (高松市ホームページから抜粋)

この計画は、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するために、社会福祉法第 106 条の 5 の規定に基づき、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援、地域づくりに向けた支援の具体的な事項を定めている。

この計画に基づき、地域共生社会の実現に向けて、平成 30 年 8 月から開始した「高松型地域共生社会構築事業」を一層充実させて推進するために、令和 4 年 4 月から国の重層的支援体制整備事業の枠組みを活用し、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制づくりに取り組んでいる。

#### <所感>

高松市の重層的支援体制整備事業実施計画の中にある基本目標には、「地域みんなで助け合う仕組みづくり」「話しやすく分かりやすい身近な相談支援」「暮らしのどんな困りごとにも対応できる仕組みづくり」とあり、市民のどんな困り事にも必ず応える姿勢が表れている。まさに、その名の通り「重層的支援」を推進する計画である。

特に、令和 5 年度から始まった「つながる福祉相談窓口」では、行政はもとより、社会福祉協議会や専門機関、NPO 等との連携が密になっている。

振り返って本市を見ると、令和 2 年 4 月から高齢者総合相談窓口を発展させた福祉の総合相談窓口「ほっとかん」を設置し、世代や属性を問わずに相談できる体制を整備した。「ほっとかん」では、複雑化、複合化した相談にも支援機関のネットワークをフル活用した対応を行うためのコーディネート機能も有している。

本市の重層的支援体制整備事業については、令和 7 年度の実施を目指すとしており、議会としても、その構築に微力ながら協力したいと思っている。

### 3. 児童虐待未然防止への体制づくりについて (福岡県福岡市)

近年、虐待によって亡くなったお子さんのニュースをよく目にする。

こども家庭庁によれば、速報値として「令和 4 年度中に、全国 232 か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は 219,170 件で、過去最多」としている。主な傾向として、「心理的虐待に係る相談対応件数の増加 (令和 3 年度: 124,724 件→令和 4 年度: 129,484 件 (+4,760 件))」「警察等からの通告の増加 (令和 3 年度: 103,104 件→令和 4 年度: 112,965 (+9,861 件))」となり、「関係機関の児童虐待防止に対する意識や感度が高まり、関係機関からの通告が

増えている。」としている。

増え続ける児童虐待に、先進的に取り組んでいる福岡市では、「こども未来局」を創設。教育委員会や保健福祉局などと相互に連携を図り、総合的・計画的に施策を推進している。

#### <第5次福岡市子ども総合計画>

すべての子どもが心身ともに健やかに成長することができるよう、妊娠期から子育て期、青年期に至るまでのライフステージにおける支援やサービスを確実に届けることを推進するため、また、社会全体で子どもや子育て家庭を見守り、孤立を防ぐなど、効果的な子ども施策を総合的・計画的に推進するために策定された。

計画の目標として、「安心して生み育てられる環境づくり」「子ども・若者の自立と社会参加」「さまざまな環境で育つ子どもの健やかな成長」を掲げており、妊娠期から青年期、更には障害をお持ちの子どもたちにも光を当てた 15 項目に及ぶ施策を展開し、様々な環境下の子どもたちの支援を行っている。



#### <特徴的な施策>

- ① 「妊婦及び子育て家庭に対する支援」「地域において安心して子育てができるための相談体制の整備」を行い、虐待の未然防止を推進。
- ② 0～2歳の子育て家庭へ定期的におむつ等をお届けする「おむつと安心定期便」では、専用サイトを立ち上げアンケートを実施。回答やサービス利用時に家庭への接点を持つことで、子育て家庭の孤立を防いでいる。
- ③ 「こももティエ」は、保育所等の多機能化モデル事業や思いがけない妊娠に対しての支援、親子関係づくりサポート事業、子どもの貧困対策等を行っている。
- ④ G I G Aスクール構想における生徒一人1端末を活用した相談アプリの導入で、子どもから直接相談を受ける体制を確立した。

#### <所感>

本市の18歳未満人口約5万人に対し、福岡市は約26万人と多いが、その人口に対する虐待相談件数のパーセンテージは本市の方が0.6ポイント多くなっている。また、福岡市の児童虐待に係る職員体制は415人（本市79人）と大きく異なる。

本市が行っている児童虐待の発生予防及び虐待の未然防止の取組は、「重篤化予防への支援」や「虐待個別ケースへの支援」「妊娠期から子育て期への支援」をこども家庭支援センターが中心となり、各関係機関が緊密に連携、情報共有を図りながら行っている。また、地域と連携した家庭訪問や妊娠期から子育て期まで一貫した「伴走型相談支援」を行うために、「こども家庭総合支援拠点」を設置している。

さらに、「横須賀市こども家庭地域対策ネットワーク会議」を設置し、こども家庭支援センター、福祉こども部、健康部、教育委員会等の各関係機関と連携する等、児童虐待の未然防止体制を構築している。

これら本市の虐待防止施策は、市長の掲げる「誰もひとりにさせないまち」を標榜しているが、さらなる相談体制構築のために福岡市が行っている「G I G A端末上の相談アプリ」も是非検討すべきと感じた。これは、教育委員会との連携をさらに深めるとともに、子どもたちにとっても相談しやすいツールとなることは間違いない。